

4 審査方法等の見直し

前回（R元年度）の更新審査において、文書指導の実施など事前確認していた「一定の事実」について、事実確認が必要な者のみを面接対象者とし、面接を実施した。

しかしながら、趣旨が正しく伝わっていない部分があったほか、屋台営業者からPRする場を設けても良かったという意見もあったことから、審査方法等の見直しについて検討を行う。

（参考）前回更新審査を踏まえた屋台選定委員会としてのまとめ

- 審査方法等の見直し
 - 一部の対象者に事実確認のための面接を行ったが、面接の趣旨が正しく伝わっていない部分があった。また、事実確認の他に、屋台営業者からPRする場を設けても良かった。
 - 事実確認という面接の趣旨を明確にする。また、事実確認以外にも対象者の意向などを確認できる審査方法を検討する。（全員面接 など）

○ 見直しにあたって考慮すべき事項

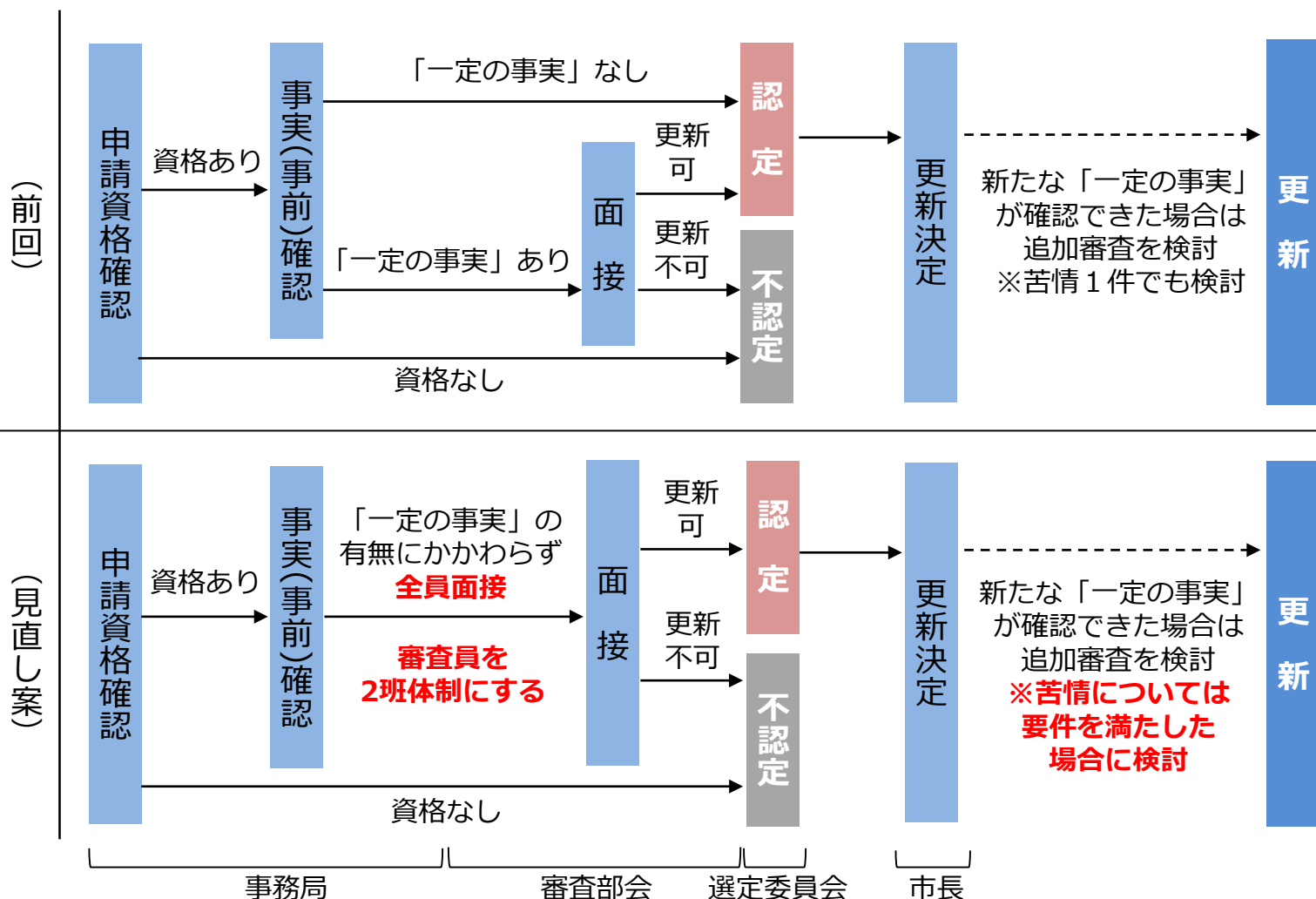
更新申請者の納得性

更新審査が、更新申請者の今後の生活を左右することを踏まえると、前向きな発言の場や弁明の機会の付与など、更新申請者の納得性が向上する審査方法を検討する必要がある。

審査の効率性

将来的にはすべての屋台が公募屋台となり、1回の更新審査における審査件数の増大が見込まれることを踏まえると、効率的な審査方法を検討する必要がある。

○ 見直し（案）



◆見直しのポイント◆

- ① **面接審査の対象**
更新申請者の納得性向上の観点から、「一定の事実」の有無にかかわらず、全員に面接を実施。更新申請者にとって面接が、PRなど前向きな発言の場や弁明する機会となるようにする。
- ② **苦情の取扱い**
更新申請者の納得性向上の観点から、苦情の取り扱いを整理。1件の苦情では客観性に乏しいため、同一内容の苦情が複数寄せられ、かつ、屋台営業者への注意喚起後も同内容の苦情が寄せられた場合に「一定の事実」があったものと判断する。
- ③ **面接審査の体制**
将来的に、1回の更新審査における審査件数の増大が見込まれることを踏まえ、面接審査の体制を「1班体制」から「2班体制」へと見直す。審査員一人あたりの面接人数を絞り、審査の効率性を高めるとともに、更新申請者一人あたりの面接時間を確保し、審査の充実を図る。